

豊臣秀吉の「イロハ」の強要

——1992年・朝鮮侵略開始四百周年の年にあたって——

金光哲

1. はじめに

日本の三十六年間にわたる植民地統治時代、日本は朝鮮人民に対し、朝鮮語を抹殺し、「日本語」の使用を強制した。

この日本の朝鮮語抹殺の意図は、明治になって初めて提起されたのではなく、その歴史的始源は、豊臣秀吉の朝鮮侵略の時期にさかのぼらせることができる。

朝鮮文字は、世界の諸民族が使用する数ある文字の中でも、漢字・アルファベット・アラビア文字・インド文字とともに、独創的で、創造的な文字である。

豊臣秀吉は、この朝鮮文字の放棄を主張し、同時に、「イロハ」の強要を命じた。辻善之助は¹⁾、秀吉の「イロハ」強要が「我国語の勢力の振興を意味」するものと評価し、この「無形的」な「国勢膨張の計画」の「実行」は、「実に愉快にたえない」とした。そればかりか、

朝鮮の国民に我国語を使用せしむる道を講じたといふのは、実に感服すべきことである。

と、秀吉を絶賛した。

しかし、結論から先に言えば、秀吉の意図は朝鮮人民の抵抗に直面し、完全な失敗に終らざるをえなかった。本稿の目的は、朝鮮侵略の初期、慶尚道を主に展開した第七軍・毛利輝元軍を中心に、「イロハ」の強要の実態と、失敗の様態を明らかにすることにある。

注1) 辻善之助「朝鮮陣と國語問題『海外交通史話』 東亜堂書房、大正六年版」

2. 「イロハ」の強要と僧恵瓊の書状の内容

「イロハ」の強要 豊臣秀吉が朝鮮侵略の総司令部・名護屋城（佐賀県）に向けて京都を出発したのは、文禄元年（1592）三月二十六日であった。

林羅山の『豊臣秀吉譜』¹⁾によれば、出発の直前、群臣が次のような進言を秀吉に行なった。

三月、秀吉將に筑紫に赴かんとす。群臣諫を獻じて曰、君名護屋城に在りて、遙に朝鮮を麾けば、則ち大明・朝鮮の書牘の往来、其れ必ず多し。文才有者を携えて可也。若し、然らずんば、則、尺牘來りし時、なんぞ其意旨を知ることを得んや。（原漢文）

秀吉が、名護屋の地で朝鮮支配の指揮を取れば、増えるだろう朝鮮からの「手紙」を解読すべき、「文才ある者」を連れていくべきだ、と。これに対し、秀吉は、

秀吉曰く、吾、大明・朝鮮人をして、其文字を抛げすてしめ、悉く吾國の以呂波を知らしむべし。

とするように、朝鮮の文字を放棄させ、「イロハ」を教えればよいとし、「有文才者」の同伴を否定した。

ところで、『豊臣秀吉譜』には、秀吉がその夜考えを変更し、五山僧の西笑承兌（相国寺）・玄圃靈三（南禪寺）・惟杏永哲（東福寺）の三人を同伴した、という記事が続く。

しかし、承兌・靈三・永哲の三人は、既に前

年の天正十九年（1591）の八月、秀吉のブレーンとして名護屋城に同伴することが決定²⁾されおり、この事実から、明治以降、「イロハ」問題は疑問視されていた。

しかし、辻善之助が「朝鮮陣と国語問題」³⁾において、安芸（広島）の安国寺の僧「惠瓊」の「書状」を根拠に、事実であると主張し、また、黒板勝美も「半ば事実で、半ば誤っている」⁴⁾とするように、「変更説」が誤っており、秀吉の「イロハ」の件は「事実」とした。

注1) 大阪・中之島図書館蔵

2)『鹿苑日録』第三巻、二十九、「有節瑞保日記」、天正十九年八月六日条、続群書類從完成会

3) 前掲書『海外交通史話』

4)『国史の研究 各説下』、岩波書店、昭和十一年初版

僧恵瓊の書状　僧恵瓊「書状」¹⁾とは、朝鮮の地から、文禄元年（1592）六月八日付けて、安芸（広島）の安国寺に送ったものである。この中に、

一．内々於其許如申候、高麗人ニいろはを教、髪をはき、童部をハ中そり仕、召仕候。日本人の様ニも候ハて、童部も物書詩を作候。高麗人文字仕候を召寄、五日・十日ツゝ置候て、在所～へ遣候。今二・三人召仕候者、日本人よりもいさかしく候。

とある。「恵瓊書状」によって、次の事が判明する。

- ① 以前からの主張のように、朝鮮人に「イロハ」を教えたこと。
- ② 子供の髪型を日本風に「中ぞり」（頭の中央部を剃ること）にしたこと。
- ③ 文字を知っている朝鮮人を、五日から十日訓練し、あちこちに派遣したこと。

安国寺恵瓊は、永禄十二年（1569）、当時は京都の東福寺の末寺であった安芸（広島）の安国寺の住持になった。それでみずから「安国寺

惠瓊」²⁾と称した。

惠瓊は、もともとは毛利輝元の家臣であった。天正元年（1573）、足利幕府最後の将軍で、織田信長に京都を追放された足利義昭の件で、毛利輝元の命を受けて織田信長と交渉を行なっている。このとき、堺にいる義昭にあうために、秀吉とともに堺に同道している。

この交渉時の印象をもとに、惠瓊が書状に「高ころびに、あをのけにころばれ候」³⁾と、織田信長の死を予見し、「藤吉郎、さりとてハの者（なかなかの人物）ニテ候」と、秀吉を評したことはよく知られている。

また、天正十年（1582）の秀吉の「毛利攻め」では、惠瓊は輝元の交渉役として講和成立のため、両軍の間を往来した。

このような経過をへて、天正十三年（1585）には、秀吉から伊予（愛媛県松山市）に二万三千石の知行を与えられており、この頃から惠瓊は秀吉のブレーン⁴⁾ともなった。

「イロハ」強要は、秀吉自身の発想とも考えられるが、「恵瓊書状」に、「内々於其許如申候」とあるように、恵瓊自身の日頃の「主張」であった。このことから、秀吉の「イロハ」発言は、ブレーンとして行動した恵瓊の影響によるものとも考えられる。

ともかく、恵瓊の朝鮮での行動は、秀吉のブレーンとして、秀吉の意を体した行動であって、秀吉と切り離して考えられない。林羅山の『豊臣秀吉譜』の記述には、矛盾があるが、恵瓊の位置と役割が、秀吉の「イロハ」強要を事実とする十分な根拠となるのである。

注1) 「豊太閤高麗陣物語」（「巖島文書」）、東京大学史料編纂所蔵に依拠。また、当編纂所には別に巻子本があり、これを参考にした。なお、『広島県史』古代中世資料編Ⅲに、翻刻されている。

2) 河合正治『安国寺恵瓊』（人物叢書）、吉川弘文館。

3) 『大日本古文書』、家わけ第九、吉川家文書之一、六一〇、東京大学出版会

4) 前掲書、『安国寺恵瓊』

朝鮮風俗始來識。言語不レ通、通レ以レ文。

3. 慈僧の朝鮮語認識

慈僧の言語認識 秀吉が名護屋城に同伴させた西笑承兌は相国寺の、玄圃靈三は南禅寺の、そして惟杏永哲は東福寺の僧、つまり禅寺の高僧であった。この三人は共に名護屋城にとどまって、思想的ブレーンとして秀吉の政策決定にたづさわった。

特に西笑承兌は、文禄二年（1593）十一月の高山国（台湾）宛の書簡を起草し¹⁾、この中で、

朝鮮國は往代より本朝に牛耳之盟有り。久しく其約に背く。況んや又、予大明を征せんと欲するの日、反謀有り。此故、諸将に命じ之を伐つ。（原漢文）

と、朝鮮が昔からの「牛耳之盟」に久しく背いており、今まで「反謀」ある故に「征伐」する、とした人物である。

承兌は名護屋城への途次、巖島神社で作った漢詩²⁾に、

积三傑於叢林、而欲レ通ニ和漢語路。

するように、承兌ら三人の漢文力によって、日本の侵略企図を実行できると錯覚していた。

安国寺惠瓊また、既述の「書状」で、「大唐高麗にても、入物ハ文字候」とし、

以ニ文字ハ、万事相通候。

するように、「漢文」によってすべて意志が通じたかのように記している。

しかし事実は、惠瓊が「万事相通」じたとするまさにその反対であった。惠瓊自身、「字の音律言語ハ、倭律ニ殊外相違候」と告白したように、字の読みや言葉が日本語と「殊外、相違」している事実を認めざるをえなかった。

毛利輝元軍の一分隊吉川広家軍に従軍した、慈僧・宿盧俊岳の漢詩集『宿盧記』³⁾によれば、四月二十九日釜山で作詞した漢詩の中で、

とするとともに、言葉が通じないことをもって、

有レ禽有レ獸、自成レ群。

と、「禽獸」が「群れ」をなしていると、悪態をついた。

注1)辻善之助は、「豊臣秀吉の南方經營」（前掲書『海外交通史話』）で、この書簡を承兌の書いたものとする。

2)『鹿苑日録』第二巻、二十八、続群書類從完成会

3)「続群書類從」第十三輯下、続群書類從完成会

4. 「イロハ」強要の実態

恵瓊の星州到着 「イロハ」強要が、どういう状況で行なわれたものかを知るために、恵瓊の足取りを述べておく必要がある。

四月二十八日、名護屋城についた秀吉は、緒戦の勝利に有頂点になり、その日に、みずから朝鮮への「渡海」を云々し、侵略軍の諸大名に、

① 朝鮮上陸に使用した船舶を名護屋城に回送すること。

② 朝鮮での秀吉の宿所を建築すること。

の二点を命令した。

僧恵瓊は、秀吉の四月二十八日付の「朱印状」をもって、第七軍毛利輝元¹⁾のもとに出発した。「恵瓊書状」によれば、五月十四日釜山出発、

廿一日ニ、輝元御座所星州へ参着候て、中一日令ニ逗留、所々撻之儀申談。即、廿三日ニ星州を罷立、如ニ前途ノ至ニ釜山浦ニ罷戻候。

とあるように、二十一日に「星州」（現・慶尚北道星州郡）に到着、秀吉の命令を伝達後、二十三日に「星州」を出発し、釜山に戻ったという。

石見国（島根）津和野の吉見元頼の家臣・下

瀬頼直の『朝鮮渡海日記』²⁾（以下、「下瀬日記」）によれば、吉見元頼の一一行は、五月三日に釜山着、十日毛利輝元と玄風で合流、十七日「星州」に入り、二十五日まで当地に「御逗留」している。

五月二十日条に、「あとより安国寺御上り候間、御陣替之儀延引候」とあるように、二十日の段階では、安国寺恵瓊が毛利軍に到着するまで、「星州」からの移動を中止しており、二十四日条の「安国寺御着陣之儀御沙汰に候」に依拠すれば、恵瓊の「星州」到着は二十四日になる。

ところが、命令を受けるべき毛利輝元の天正二十年五月二十六日付「書状」³⁾（以下、「輝元書状」）に、

去月廿八日之御折紙、昨廿五、高麗星州
と申所にて拝見候。

とある「廿八日之御折紙」とは、既述の四月二十八日付の秀吉の命令のことであって、輝元はこの「朱印状」を、五月二十五日に「拝見」しているのである。

このほかに、「江氏家譜」の記事に基づく、「星州」五月二十日到着説⁴⁾もあるが、「恵瓊書状」にしろ、「下瀬日記」にしろ、「輝元書状」にしろ、それぞれが伝聞でなく、現地で本人が書いたものである。にもかかわらず、恵瓊の「星州」到着や、秀吉の命令伝達の日時が相違するのは、全く不可解といわざるをえない。

しかし、前後の整合性からいえば、「下瀬日記」の二十四日到着、「輝元書状」の二十五日「拝見」説の方が、整合性がある。ともかくも、恵瓊はこのうちいずれかの日に、秀吉の「朱印状」を「星州」で伝達した。

注1)『大日本古文書』、家わけ第八、毛利家文書之三、八七七。家わけ第十六、島津家文書之二、九五三

2)防長叢書第六編、防長史談会、昭和九年

池内宏は、『文禄慶長の役』別編第一（吉川弘文館）で、「吉見家朝鮮日記」とし、北島万次は『朝鮮日々記・高麗日記』（そしえて）で、「吉見元頼朝鮮日記」とするが、本稿では、下瀬頼直の從軍日記であることから、「下瀬日記」とする。

3)前掲書、「豊太閤高麗陣物語」

4)前掲書、「安国寺恵瓊」

「口通ぜず候」　秀吉の「イロハ」の強要の意図にもかかわらず、義兵を始めとする朝鮮民衆の抵抗の前に、言語問題は侵略軍にとって大きな障害物として存在した。

毛利輝元は、「輝元書状」で、侵略以来約四十日の段階で、朝鮮支配の困難性を次のように認めざるをえなかった。

さてへ　此国手広事、日本より広候する
と申事候。今度御人数ニテハ、此国御おさ
めハ小分之事候。

とし、また、

其上口通ぜず候。一所へニ、通事も物し
りあまた入可レ申、殊外六かしき事ニ候。

と、「口通ぜず候」の状況に音をあげ、「通事」や「物しり」の増員を要求するありさまであった。

「恵瓊書状」を通じて、秀吉が「通事」を配置したことが判明するが、「通事」の同伴のいかんにかかわらず、「輝元書状」日付五月二十六日の当時、毛利軍において、言語問題はまさに手詰まり状態にあったのである。「恵瓊書状」はまさに、この間の実情を反映したものであったのである。

この状況は、「下瀬日記」の記事からも傍証できる。五月二十九日「星州」で、女性ばかり十三・四名を連行してきた。

唐人の女房、十三・四ほどなるをつれて参
り候へとも、一円に言しれす候事。

「一円に言しれす候」とするように、全く言葉が通じなかった。このように、侵略軍にとつて言葉の問題は、毛利輝元がいみじくも述懐するように、「殊の外六かしき」状況にあったのである。

「物書力」　侵略軍は、「通事」不足の解消を二つの方法で解決しようとした。一つは「物書」

の「生け捕り」であった。

朝鮮の知識人である「物書」の漢文力を利用することによって、言葉の通じないハンディを、筆談によって解決しようとしたのである。

既述の「下瀬日記」によれば、毛利軍は、六月二十一日、七月四日、五日、二十六日に、「唐人生捕」の目的だけで、「弓・鉄砲」で装備した特別隊を出動させている。四日には「物書三人」が「生け捕り」にされた。

他の一つは、毛利家の軍記『陰徳記』巻之第七十六の「高麗詞之事」¹⁾に、「日本ノ諸将、通事ナクテハ叶マジトテ、高麗ノ詞ヲ習セラレケリ」とあるように、侵略者自身が断片的な朝鮮語を覚えることであった。

この「高麗詞之事」によって、「生捕」の状況を推察できる。「近ク寄レ」・「御名ハ何ト申ゾ」・「何ニアルゾ。ドコノ者ゾ」・「カタガタハ何ニ御座有ソ」と聞き、なりよりも「物書カ」・「細工人力」・「出家カ」のように、もっとも関心のある社会成分を聞いた。

尋問用には、「正直ニイエ」・「物ヲ言エ」・「早ク申」・「物ヲハケト言事」がある。拒絶すると「己憎キ族」とか、「魂性ワルキ者」と罵倒したばかりか、「アレヲ打テ」・「拳モテ打」と拷問し、最後に「ヲノレクビ切」と脅迫か、殺した。

これらの尋問の結果、連絡係にするか、案内係にするか、雑役に使うかを決定した。「生捕」された「物書」は、「恵瓊書状」に、

高麗人文字仕候を召寄、五日十日ツゝ置候て、在所へへ遣候。

とあるように、毛利軍では漢文素養がある「物書」に、五日から十日かけて「イロハ」を教え、「連絡係」に使った。

このことは「高麗詞之事」に、

己朝鮮人、使ニ可レ遣。此返事取来レ。

があることからも裏付けられる。

注1)臨川書店発行(昭和四十七年)『陰徳太平記』上巻解題に、付録としてある。

民衆の抵抗 秀吉の「イロハ」強要が、言葉が通じないという消極的な条件によってではなく、侵略の初期の段階からの、朝鮮民衆の武力による抵抗によって、失敗するしかなかった。

安国寺惠瓊は「書状」の中で、朝鮮の「内属」が「物の数にてハ無レ之候」と豪語したが、侵略軍の占領地では、「恵瓊書状」に、

日本人往還、半弓ニテ射殺申候。又、番船等歴々かけ置日本船を焼破、人をも殺申候。

とあり、毛利輝元も「書状」の中で、

山へ退候而居候。左候て小人数にて通り候へは、半弓にて、人をいため候。

とし、「下瀬日記」七月二十七日条に、「夜は、頼長陣屋へ唐人火を付候…」とあるように、侵略軍は「待ち伏せ」や「焼き打ち」にあった。

これが毛利軍を取り巻く状況であり、この民衆の抵抗こそが、「イロハ」強要失敗の実際的要因であった。

5. さいごに

林羅山の『豊臣秀吉譜』の「イロハ」の記事は、その後、江戸時代中末期の史書に取り上げられ、広く世の中に流布した。

『豊臣秀吉譜』は、寛永十九年(1642)の奥書きを持つが、この「イロハ」記事は、羅山の子鷲峯と孫鳳岡の共著で、元禄十六年(1703)の序がある『国史実録』¹⁾に、そのまま引用された。

寛政十一年(1799)成稿、中井竹山の『逸史』²⁾卷之七に、文政十年(1827)成立の頼山陽の『日本外史』³⁾卷之十六に、天保二年(1831)刊行の川口長孺『征韓偉略』⁴⁾卷之一で、言及された。

また、嘉永五年(1852)成立の『野史』⁵⁾卷四十八では、『秀吉譜』の「大明朝鮮人」が「毛漢奴」と変化し、より排他的感情を含むものに

なった。

辻善之助が、「日本外史また野史にも之をしるし、その壯快なる故を以って、頗る人口に膾炙している話」としたように、この「イロハ」の件は、江戸時代の排他的感情を満足させるものとしてあったし、排他的朝鮮観を構成する一つとしてあった。

日本の植民地時代における「朝鮮語抹殺」政策は、豊臣時代にその根源を持ち、それを「鏡」として、江戸時代に流布した「イロハ」認識を背景に、成立したものである。

注1)中之島図書館蔵

2)中之島図書館蔵

3)『賴山陽全集 上』 賴山陽先生遺蹟顯彰会、昭和六年

4)中之島図書館蔵

5)弘文館、明治三十七年